

富里市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、富里市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、会議の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

5 会議資料の回収

配布した会議資料は、会議終了後、回収します。

附 則

この要領は、平成27年4月21日から施行する。

傍聴受付簿（※ 署名欄の住所・氏名を記入しお待ちください。）

- 1 会議名 富里市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会
- 2 日時 平成 年 月 日（ ） : ~
- 3 場所 市役所 会議室
- 4 定員 10名
- 5 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
 - (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 6 会議の秩序の維持
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
 - (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。
- 7 会議資料の回収
配布した会議資料は、会議終了後、回収します。

受付番号	
------	--

※署名欄

住所	
氏名	